

各部署長  
事務局各部署長  
監査室長 殿  
法務・コンプライアンス課長

九州大学総長  
新型コロナウイルス感染症対策本部長

久保千春 公印省略

新型コロナウイルス感染拡大防止策としての小学校等の臨時休業等に伴い  
子の世話をを行う必要が生じた職員への対応について（通知）

新型コロナウイルスの感染リスクに備える観点から、小学校等における全国一斉の臨時休業を要請する方針が、2月27日に内閣総理大臣より示されたことを受け、福岡県内の小学校等においても臨時休業を行う学校が相次いでいるところです。

ついては、下記のいずれかに該当する子の世話をを行う必要が生じた職員への対応について、新型コロナウイルス感染症対策本部会議において別紙1のとおり決定しましたのでお知らせします。

本対応の内容について貴部局等所属職員へ周知いただくとともに、年度末の繁忙期ではありますが、対象職員の意向を尊重の上、対応についてご配慮いただきますよう、よろしく願いいたします。

#### 記

- 1 新型コロナウイルス感染拡大防止策として臨時休業した小学校等<sup>※</sup>に通う子  
※小学校等：小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）、特別支援学校（高等部まで）、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等
- 2 風邪の症状があるなど新型コロナウイルスに感染したおそれがあるため、小学校等に通うことができない子

担当部課係 人事部人事企画課総務係 吉崎、市川  
内線 90-2233、7041  
E-mail jkksomu@jimu.kyushu-u.ac.jp

新型コロナウイルス感染拡大防止策としての小学校等の臨時休業等に伴い  
子の世話をを行う必要が生じた職員への対応について

職員の申出に応じて次の 1 または 2 のいずれかにより対応することとする。

1. 始業・終業時刻の繰り上げ又は繰り下げ

1 日の所定の勤務時間数を変更することなく、始業・終業時刻の繰り上げ又は繰り下げを行う。

2. 特別休暇等の取得

別紙 2 のとおり。

3. 対象となる職員

(1) 上記 1 については、裁量労働制適用職員及び 1 月単位の変形労働制適用職員を除く全職員  
(有期契約職員及びパートタイム職員を含む。) とする。

(2) 上記 2 については、全職員とする。

4. 実施期間

令和 2 年 3 月 2 日から 3 月末日までとする。

ただし、感染拡大の状況によっては実施期間を延長することがある。

新型コロナウイルスの感染拡大防止策に伴い出勤することが著しく  
困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて

新型コロナウイルスの感染拡大防止策である小学校等の臨時休業等に伴い、職員が子の世話を  
する必要があるため、出勤することが著しく困難であると認められる場合は、臨時的・特例的な  
措置として、「出勤することが著しく困難であると認められる場合」に受けることができる特別休  
暇に該当するものとして取り扱うこととする。

取得要件等については下記のとおりとする。

記

1. 取得要件

職員が次のいずれかに該当する子の世話をするため、勤務しないことがやむを得ないと認め  
られる場合とする。

(1) 新型コロナウイルス感染拡大防止策として臨時休業した小学校等※に通う子

※小学校等：小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）、特別支援学校（高等部まで）、  
放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等

(2) 風邪の症状があるなど新型コロナウイルスに感染したおそれがあるため、小学校等に通う  
ことができない子

2. 取得期間

勤務しないことが必要と認められる期間とする。

3. 職域限定職員、有期契約職員及びパートタイム職員の取扱い

上記 1 に該当する場合には、年次有給休暇以外の休暇の取得事由の一つである「出勤するこ  
とが著しく困難であると認められる場合」として取り扱うこととする。また、上記 2 の取得期  
間についても同様に取り扱うものとする。

4. 届出の方法

現行の特別休暇等と同様に、あらかじめ休暇簿により届出る。